

政務活動費の使途の基本的な考え方について

第180回通常国会に提出された「地方自治法の一部を改正する法律案」に対し、国会において、現在の「政務調査費」を「政務活動費」とする修正がなされ成立した。

同修正により、政務調査費については、①名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改める、②政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとする、③議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする、とされた。

政務活動費の実現に伴い、「政務活動費の交付に関する条例(例)」及び「政務活動費の交付に関する規程(例)」(以下、「条例(例)及び規程(例)」という。)の作成が必要となったことから、各ブロック1名(青森県、群馬県、岐阜県、大阪府、岡山県、徳島県及び佐賀県)の事務局長を委員として構成する議会運営等問題協議会(以下、「本協議会」という。)及び同担当課長会において検討を行い、その結果を11月2日開催の役員会に報告し了解を得たところである。

条例(例)及び規程(例)については各議会に会長名で通知したところであるが、各議会から使途の考え方等運用面についても検討を求める意見が多く出されたため、担当課長会において引き続き使途の基本的な考え方について検討を行った。

本資料は、担当課長会における検討結果をとりまとめたものであるが、平成13年10月にまとめた「政務調査費の使途基準の運用についての考え方」及び平成20年7月23日にまとめた「政務調査費の事務所費、事務費及び人件費の考え方について」によるこれまでの実績を踏まえるとともに、さらに今回の改正の趣旨に基づきとりまとめを行った。とりまとめに当たっては各議会事務局からの意見を最大限に尊重することに留意した。

なお、本資料で示した基本的な考え方は全国一律の基準を設定するものではなく、あくまで各議会における運用に際しての判断材料を提供することを目的としてとりまとめたものである。

示さなかった部分については、地域の実情等に合わせて各議会で適切に判断されたい。

条例(例)別表に定める各経費等に対する考え方については「政務活動費の運用についての考え方」のとおりであるが、各経費に共通する特に留意すべき事項は次のとおりである。

(1) 政務活動費の趣旨に沿った運用を行うこと。

条例(例)第2条に規定する政務活動の趣旨(「(都道府)県政の課題及び(都道府)県民の意思を把握し、(都道府)県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」)に適う運用(政務活動との関連性及び有用性)に留

意する必要がある。その結果、党勢拡大等を目的とした政党活動や、立候補及び当選等を目指した選挙活動、後援会活動、さらには慶弔など私人としての活動とは一線を画する必要がある。

なお、政務活動として認められる内容が含まれている場合は、経費を按分して負担することもあり得る。

また、すべての経費(特に飲食を伴う会合)について、社会通念上の妥当性の観点から充当することの適否を判断することが求められる。

(2) 資産形成に資するがないよう留意すること。

政務活動上の必要性及び有用性の程度に照らして社会通念上高額と認められる物品等の取得経費は、資産形成のための支出とみなされるおそれがあるため除外する。なお、耐用年数もひとつの判断基準となると考える。

(3) 親族の雇用、親族所有の事務所の賃借については慎重に対応すること。

なお、政務調査費と政務活動費との違いについては、本協議会の報告書において述べたところを敷衍すると次のとおり整理できる。

(1) 政務調査費においても「調査研究に資するため必要な経費」に対する支出を認めていたが、その範囲が必ずしも明確ではなかったため、政務活動費においては調査研究に限定せず、「その他の活動」も交付対象となることを明示するとともに、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めることとし、透明性を向上させたことに意義がある。

(2) また、会派及び議会の議員としての活動に対する経費補助としての性格に基本的な変更はなく、引き続き政党活動、選挙活動、後援会活動及び私人としての活動とは一線を画する必要があるが、本会が要請している議員の位置付けの明確化との関連で、調査研究に限定しない「議員活動」を前提とした制度が実現したことは大きな転換である。

政務活動費の運用についての考え方

1 「政務活動費」の考え方関係

項目	考え方
<p>「政務活動費」は、別表第1、第2で経費と内容が示されたが、前提として、第2条第1項の「・・・等(都道府)県政の課題及び(都道府)県民の意思を把握し、(都道府)県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」であるかどうかということが判断基準になるということか。</p> <p>本県では、これまで住民相談など幅広い活動を政務調査費として認めてきた。よって、「対象範囲が広がった」という総務省の説明より、「活動の範囲が明確になった」という全国議長会の説明が望ましいと考える。</p> <p>そこで、全国議長会において、地方自治法の改正目的について、統一した考え方を整理いただきて、文書により示していただきたい。</p> <p>参考：現時点での本県が考えている改正目的 議員活動の活性化を図るために、条文上、交付目的は調査研究活動に資するものに限定されていた政務調査費を、幅広い活動に充てることができると明確にするとともに、具体的に充てることができる経費の範囲について条例で定めることとし、名称についても政務活動費に変更する。あわせて、その使途の透明性の確保を図るために、議長に政務活動費の使途の透明性の確保に努めることを義務づける規定を追加する。</p>	<p>自治法の改正目的については、議会運営等問題協議会検討結果報告において次のように記載し、「その他の活動」を明記したことにより「調査研究に資する活動」の範囲を明確にするとともに、調査研究に限定しない「議員活動」という考え方を前提とした制度を実現したことに意義がある、としたところである。</p> <p>「政務調査費から政務活動費へ改正することにより経費の性格はどのように変わったか」という点については、政務調査費においては法文上調査研究が対象とされ、調査研究に資する活動がどこまで対象となるかが必ずしも明確ではなかったが、政務活動費とすることにより調査研究に限定せず「その他の活動」も対象となることを明示することによって、調査研究に資する経費も含まれることを明確化したことに意義があり、会派及び議員に対する経費補助としての性格に基本的な変更はないが、本会が要請している議員の法的位置付けの明確化との関連で、調査研究に限定しない「議員活動」を前提とした制度が実現したことは大きな転換である、という認識を共有することとした。</p> <p>第2条は「2項から成っており、第1項は、「政務活動費は、会派及び議員が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等(都道府)県政の課題及び(都道府)県民の意思を把握し、(都道府)県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。」として、政務活動の範囲を示すことにより、政務活動費の交付対象を明らかにしている。</p> <p>この結果、党勢拡大等を目的とした政党活動や、当選を目指した選挙活動、後援会活動、さらには慶弔など私人としての活動とは一線を画することが必要となる。」</p>
<p>政務活動費の交付に関する条例が制定され、使途が明確になることであるが、具体に何が明確になるのか。「政務活動費の交付に関する条例(例)・規程(例)作成についての検討結果報告」では、「調査研究に資する経費も含まれることを明確化したことに意義があり」とあるが、「調査研究に資する経費」が何の経費を示しているのか不明であり、具体的に何が変更になったのかわからない。(現自治法第100条第14項においても、「調査研究に資するため必要な経費の一部として」とある。)</p> <p>今回、政務活動費となるが、現在の政務調査費と具体に何が変わることになるのか。県民や議員等へわかりやすく説明するためにも、全国的に統一した具体的な事例を踏まえた考え方をご教示願いたい。</p> <p>政務活動費になったことにより、政務調査費においては充当されなかつたものが充当対象になるものがあるのか。</p>	

項目	考え方
会派の「(所属議員が1人の場合を含む。)」という規定を、第3条ではなく、第1条において「議会における会派(以下「会派」という。所属議員が1人の場合を含む。)」とすることは可能か。	<p>条例(例)は各議会の参考に供するため作成したものであり、各議会が独自に条例を作成することを妨げるものではない。その際、地方自治法(第100条第14項)が条例で定めるべきとしている事項を規定していることが最小限必要である。</p> <p>地方自治法(第100条第14項)により条例で定めることを求められているのは、政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲である。</p>
政治活動、選挙活動及び後援会活動と議員活動との峻別の考え方を示してほしい。	<p>政治活動のなかで住民福祉の増進を図るための政務活動とはいえない政党活動、選挙活動、後援会活動及び私人としての活動と区別することが必要としたところである。</p> <p>政党活動は党勢拡大等を目的とした政党名で又は政党のために行う活動であり、選挙活動、後援会活動は、立候補及び当選等を目指した活動である。なお、私人としての活動の代表例として慶弔に対する対応が考えられる。</p> <p>なお、議員の活動は多面性を有する場合があるので、政務活動としての性格も有していれば、それ以外の活動と按分することは可能である。</p> <p>〈参考〉 (公選法上の選挙運動の考え方：特定の選挙に、特定の候補者の当選をはかること又は当選させないことを目的に投票行為を勧めること。)</p>
(使用実態に応じた按分が困難な場合に)政務活動とその他の活動(政党活動、後援会活動など)数の割合によって経費を按分する場合、今回の自治法改正により従来の政務調査活動から政務活動へ活動範囲が広がったことに伴い、政務活動の割合を拡大する考え方(従来、活動数1としてカウントしていた政務活動を1.2や1.5などとしてカウントする)は認められるか。	<p>按分割合の考え方としては、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、政務活動費への制度改革の趣旨も踏まえたうえで、個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。今回の法改正に伴って、按分割合の方針には基本的な変更はないと考えられるが、按分対象となる活動における政務活動の量的拡大が実態として存在するのであれば、按分割合の見直しもあり得ると考える。</p> <p>※「人件費・事務所費等の按分の考え方」37頁を参照。</p>

項目	考え方
ポイントカードのポイントの取扱いについて明示してほしい。	<p>ポイントに限らず政務活動費から生ずる果実をどのように考えるかについて、総務省は政務調査費について交付を受けた会派又は議員の責任と判断に委ねられるとしているが、各議会において統一的な基準を定める方法も考えられる。</p> <p>なお、ポイントや利息など政務活動費から生ずる果実の扱いが会派又は議員の責任と判断に委ねられるとしても、政務活動費の制度趣旨を踏まえた対応が求められると考える。</p>

2 政務活動費交付条例(例) 各条関係

(1) 経費の範囲(第2条)

項目	考え方
条例(例)第2条の例示「調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加」のそれぞれが例示として上げられた考え方について、改めて御教示いただきたい。	例示は別表の経費区分と同じ順番で並べている。別表は上段を活動費、下段を経常的経費として整理し、会議は会議活動という考え方もあるので、中間に置いた。
条例(例)第2条に「その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」と規定しているが、「住民の福祉」の定義は何か。また、その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動とは具体的にどういうものと想定しているのか。	「住民福祉の増進を図る」ことは、地方自治法第1条の2第1項に、地方公共団体の役割の基本として規定されており、地方議會議員は、特別職の公務員であることから(地方公務員法第3条第3項第1号)、政務活動の basic concept として規定したものである。 「その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」とは、その前に規定する「(都道府)県政の課題及び(都道府)県民の意思を把握し、(都道府)県政に反映させる活動」を例示として、概括的に政務活動の範囲を示すものである。
地方自治法第100条第14項の「調査研究その他の活動」の「その他の活動」と条例(例)第2条の「その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(政務活動)」は同義と捉えてよいか。	法律の「調査研究その他の活動」の「その他の活動」は、調査研究に資する経費も対象となることを明確化したものであり、その範囲は、別表に定める経費のうち、調査研究を直接の目的とするもの以外を指す。 条例の「その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動(政務活動)」は、その前に例示されている活動を概括的に受けたものであり政務活動そのものを示している。

(2) 政務活動費の請求及び交付(第9条)

項目	考え方
四半期交付の場合において、「議員は・・・返還しなければならない。」とあるが、議員が死亡した場合、返還するのは当然に「議員の相続人」との解釈なのか。 ※ 本県においては、「議員又はその相続人は・・・」としている。	議員死亡の場合、返還の手続をとるのは、相続人や經理を管理していた税理士などが考えられる。

(3) 収支報告書(第 10 条)

項目	考え方
死亡した場合を追加する必要はないか。また、その場合も提出するのは当然に「議員の相続人」との解釈をするのか。	平成 13 年に政務調査費の交付に関する条例(例)を作成した際、議員が死亡した場合は、条例(例)上は収支報告書の提出は必要としなかった。これは、相続人等に収支報告書の提出を求めるることは実際上難しいという判断に立ったことによるものであり、この考え方は政務活動費においても変わらないと考える。

(4) 透明性の確保(第 13 条)

項目	考え方
条例(例)第 13 条中「必要に応じて調査」とは、提出された収支報告書に対して通常事務局が行っている事務的なチェックのほかには、どのような手段をとることが想定されている(あるいは認められている)か御教示いただきたい。	調査については、政務調査費の規定を引き継いでいることから、これまで各議会で行ってきたチェックの仕組みを想定している。 なお、添付書類として、経費に関する書類のみではなく、例えば広報紙自体の提出を求める例もあるようである。
透明性の確保のための措置は、第 10 条(収支報告書)や第 12 条(収支報告書の保存及び閲覧)も含まれることから、解釈においてそのことを明確化すべきと考える。 また、第 13 条における「議長の調査」はあくまで例示であって、透明性の確保のための措置の内容や「透明性の確保」という条文を設けるかどうかについては、あくまで各都道府県の条例に委ねられていることを、明らかにすべきと考える。	議会運営等問題協議会の報告書において、「透明性確保のための具体的措置としては、既に全都道府県議会で実施している領収書等の公開に加えて閲覧に関する情報のホームページにおける掲載、政務活動費による活動状況の公表などが考えられる。」としているところであるが、これはあくまで例示であって、具体的な措置は各議会の判断による。
総務省からの通知に、「政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める際には住民の理解が十分得られるよう配慮する。」とある。また、国会の委員会においての検討の中で、無駄の排除や活動の妥当性は、審議の過程で住民の監視が行われることにより担保されるとの発言もあった。 住民の理解を得る方法、住民の監視として想定できることについて、ご教示いただきたい。	衆議院総務委員会(平成 24 年 8 月 7 日)における質疑において、川端総務大臣は、「議長への報告義務と同時に、何に使うかを議会で条例で決めるということを法定しましたということは、議会の中でけんけんがくがく有権者の前で御議論いただいて決めていただくということは、大変意味のあることだ」と答弁しており、条例で経費の範囲を定め条例の審議をおこなうこと自体に価値があるとしている。 それ以外の住民の理解を得る方法等を各議会の工夫により講じることも考えられる。

(5) 経過措置(附則)

項目	考え方
<p>政務活動費の適用関係については、次のとおり解釈してよいか。※毎月交付の場合</p> <p>① 条例施行前(平成 25 年 2 月中)であれば、3 月分として政務調査費を交付することができ、3 月中に使用(利用)した支出に充当することができる。</p> <p>② ①が可能である場合、あくまで政務調査費として交付・充当したものであるため、収支報告書は12ヶ月分を一括(合算)して提出することができる。</p> <p>平成 25 年 3 月分の支出については、2 月分までの政務調査費としての支出と同様の取り扱いとすることができる旨の附則の規定を設けることはできないのか伺いたい。</p> <p>附則参考例に、「交付された政務調査費については、なお従前の例による」とあり、理事県から「条例は法改正に伴い改正するが、施行日以降の交付について適用し、施行日以前に交付済みの政務調査費については、今までどおり政務調査費として、運用できる」趣旨と聞いた。</p> <p>1 第4四半期(1～3月分)1月に支払う場合、①改正条例の使途基準(経費の範囲)を3月1日に拡大しても、そのような取扱いができるのか。それとも②使途基準(経費の範囲)が変わらない場合のみの取扱か。</p> <p>2 上記1の①の場合、次の点について確認したい。</p> <p>① 第4四半期分(1～3月分)を一括して交付できるか。</p> <p>② 一括交付した場合、3月分は政務活動費として特に経理区分をする必要はないか。また、収支報告書は24年度通年のもの(分けて出す必要はない)として取り扱ってさしつかえないか。</p> <p>③ 3月分のみの交付決定は不要と考えてよいか。</p>	<p>条例の適用時期の特例を定める経過措置を採用した場合は、3月分まで政務調査費として処理することが可能となる。</p> <p>したがって1年分の収支報告書を提出することとなる。</p> <p>なお、毎月交付の場合も経過措置の適用が可能となるよう、交付日ではなく交付決定の日を基準日とする考え方も報告書で示したところである。</p> <p>3月分も政務調査費として扱えるよう経過措置の参考規定を示したところである。</p>
	<p>1 3月分を適用時期の特例を定める経過措置によって政務調査費として支出することとしたうえで使途基準を拡大したのであれば政務調査費として扱うことは可能ではあるが、既交付【または交付決定】であることを条件としているので、制度を途中で変える妥当性について問われる可能性はある。</p> <p>また、政務調査費としての使途に馴染むかも検討する必要がある。</p> <p>2 3月分は政務活動費とするのであれば、2月分までの切り分けが必要である。その際、四半期分を一括交付している場合、3月分を政務活動費とし、新たな交付決定を行わないという方法も財政当局と調整がつけば可能と考えるが、あくまで切り分けが必要である。</p> <p>その結果、平成 24 年度分については、政務調査費(11か月分)と政務活動費(1か月分)の収支報告書の提出が必要となる。</p>

項目	考え方
<p>今回、経過措置については2パターン提示いただいたところですが、「参考例」を採用した場合の効果がどのようになるのかについて、特に次の点について具体的に御教示いただきたい。</p> <p>(1) 使途基準について (2) 支給方法について (25年1月に3か月分の政務調査費を支給しても、3月分は附則第2条の規定により政務活動費とみなし、精算の手続き等を省略することができるのか) (3) 収支報告書について (条例施行日までに交付された政務調査費は「従前の例により」、24年4月～25年3月の収支報告書1本を提出すれば足りるのか)</p>	<p>参考の経過措置を採用した場合、3月分まで政務調査費として扱えるという趣旨であり、3月分を政務活動費とするのであれば、切り分けが必要である。</p> <p>四半期分を一括交付している場合、3月分を政務活動費とし、新たな交付決定を行わないという方法も財政当局と調整がつけ可能と考えるが、あくまで切り分けが必要である。</p>
<p>四半期交付の場合、平成24年度の政務調査費の交付決定の変更や第4四半期分(1、2月分と3月分)の請求及び交付の特例について、附則で定める必要があると考えるが、全議において例を示してほしい。</p> <p>平成24年9月28日付けの総務省主催の説明会において、平成25年3月からは政務調査費は法令上の根拠が無くなるため、政務調査費を交付することは出来ないとの説明を受けたところである。</p> <p>年度途中に政務調査費から政務活動費に切り替えることは、事務の繁雑化や混乱が生じることが想定されるため、条例に附則を定めることによって、3月分についても政務調査費として執行出来ることは、望ましい方法だと思うが、法令上の根拠がないのに、条例の附則で定めることによって、それが可能となる考え方を教えて欲しい。</p> <p>○想定される理由</p> <p>① 今回の地方自治法の改正は、経費の範囲を明確化したものであり、交付金の対象はほぼ同一のものであることから、法令上の根拠が無くなったわけではない。</p> <p>② 4半期交付の場合、3月分については既に交付済みであることから、法令上の政務調査費が無くなつたとしても、政務調査費として執行することが可能である。</p>	<p>交付決定等については、変更ではなく政務調査費の交付決定と同じ方法で新たに決定等することになると考える。</p> <p>参考の経過措置は、施行はあくまで法律の施行日であるが、経費の対象、適用時期を含めて条例に法律の適用は委ねられているという解釈のもとに、適用時期の特例を定めたものである。</p>
	<p>※ 改正地方自治法第100条</p> <p>⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。</p>

項目	考え方
<p>附則の参考例を適用した場合、改正法施行日前に交付したものについては3月分も政務調査費とみなすことになるが、仮に2月に新たな会派が結成された場合、条例第9条第3項の規定により3月分は3月支給となり、政務活動費になると考える。このような場合でも政務調査費として扱える方法はないか。(3月に政務調査費と政務活動費の二つの制度が存在することになることを回避したい。)</p>	<p>参考例については、既に交付されているか否かだけではなく、交付決定の日をもって適用関係を判断する方法も示しているところであるので、交付決定を基準として採用すれば、2月に会派結成届が出た場合、交付決定を2月中に行えば、政務調査費を支給できることとなる。</p>
<p>2月分の政務調査費と3月分の政務活動費の取り扱いについて</p> <p>① 2月～3月にかけて活動がまたがる場合の経費について、どちらの経費とすべきか。</p> <p>② 2月に調査した活動分を3月に支払う経費について、どちらの経費とすべきか。</p>	<p>2月までを政務調査費、3月からを政務活動費とする場合、経費の処理は現金主義を取るか発生主義を取るかで変わってくると考える。</p>
<p>費用化の時点(どの時点を基準として費用の発生を認識して政務活動費を充当するか)について、現金主義か発生主義か統一した基準を定めていただきたい。</p> <p>併せて、年度区分についても統一した基準を示していただきたい。</p>	<p>現金主義を採用するか、発生主義を採用するかは、両制度のメリット、デメリットを比較衡量したうえで、各議会の判断によるものと考える。</p> <p>年度を越えた決済については、どちらの主義を採用するかで決まってくるものと考える。</p>

3 政務活動費交付条例(例) 別表関係

(1) 総括

項目	考え方
別表の経費及び内容について、字句を変えてよいか。(例: 広聴広報費→広報広聴費)	条例(例)は各議会に参考として供するものであり拘束するものではない。
別表第1において、「会派(所属議員を含む。以下同じ)が・・・」とあるが、これは会派分のみを交付している団体の救済措置と考えられるが、会派分と議員分を交付しているところにあっては、()書きを削除して使用するほうが自然と思われるがどうか?	条例(例)は、各議会の参考に供するため作成したものであり、各議会の判断を拘束するものではない。 そのうえで条例(例)の考え方を示すと、別表第1において所属議員も含むこととしたのは、議員が積極的・主体的に行う会派の活動に対する支援を行うことも可能とする趣旨である。
(参考) 市議会議長会の条例(例)では、()書きがついていない。が、別表1の会派分に「事務所費」が入っている。	支援であるので、会派の活動に反しないことが前提となると考える。 例えば、会派としての政策立案の下準備を議員が積極的に行うことや、議員の事務所で、会派としての住民相談を行うことなどが想定される。
議員に対する活動支援も行えることとしたとされているが、法律は、議員に対する交付を認めているのであるから、議員の活動に要する経費が必要であれば、議員分を条例で規定すべきであると考える。会派を通じて議員を支援するという考え方は、法の趣旨に反するものではないか。	支援活動の場合、経費負担のルールやそれに伴う活動内容の報告については、会派内であらかじめ取り決めを行うことが適当と考える。 それ以外に、会派が議員に委託して調査研究等を行わせることは当然可能である。
議員に対する活動支援ができると考えた場合、会派として当該議員に活動を命じるとか、依頼する等の意思決定をすることなく、議員の求めに応じて必要額を渡すことができると解してよいか。	
別表1【会派に交付する政務活動に要する経費】は、会派とともに会派を構成する議員を活動主体と併記し、議員に対する活動支援も行えることが明示されている。 よって、所属議員が活動主体となって政務活動を実施し、この経費に政務活動費を充當する場合、政務活動費の交付客体としての会派との委任関係は必要ない、と考えても問題ないか。	
また、委任関係がないとした場合、所属議員から会派に対して活動内容の報告義務は発生しないと考えて、問題ないか。	

項目	考え方
要請陳情活動や住民相談等に併せて、意見聴取を行うなど調査研究も行うことが多いと考えるが、調査研究と要請陳情等活動費の区分けはどのようにすればよいのか。	要請陳情等活動費は、衆参の総務委員会における質疑において、「その他の活動」の具体例としてあげられたことから、別表に新たなメニューとして加えたものである。 「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、(都道府)県政の課題解決のための中央省庁、国会議員に対する要請陳情活動などを想定している。
区分けが難しいのであれば、内容を次のようにして調査研究費と要請陳情活動費をまとめ、経費欄を調査研究費等としても問題はないか。	「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。 なお、別表をどのように規定するかは、各議会の判断による。
1 会派(所属議員を含む。以下同じ。)が行う県の事務、地方行財政等に関する調査研究(視察を含む。)及び調査委託に要する経費 2 会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費	

(2) 別表第1 会派に交付する政務活動に要する経費

①【調査研究費】

項目	考え方
調査研究費の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・所属議員も含むこととし、議員が主体的に行う会派の活動に対する支援を行うことも可能とする(他の経費についても同じ)。 ・「地方行財政等」の「等」には国政に関する事項なども含むものである。 ・「調査研究(視察を含む。)」とし、調査研究のための視察も含むことを明確にした。 ・調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派構成議員に対する委託が含まれる。 ・文書通信費には、調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信も含む(他の経費についても同じ)。 ・会派の雇用する職員は、会派(所属議員を含む。)が行う政務活動の補助者として経費の対象に含まれる(他の経費についても同じ)。
※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙1)より	
公務と同一日に行う政務活動のための旅費等の活動経費に政務活動費を充てることができるか。	<p>国内外の視察経費に政務活動費を充てることはできる。</p> <p>ただし、議長の命令に基づく公務視察期間に継続かつ追加して政務活動のための視察を行う場合については、公務の部分と政務活動の部分が時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分できることが必要であろう。</p> <p>また、費用弁償との重複が生じないよう留意する必要がある。</p>
公費による議員派遣でなく、議員又は会派による友好訪問を目的とした海外旅費についても認められるか。	議長等が議会を代表して友好訪問を実施することが公務として認められるとの均衡上、公務として認められているものと同内容の友好訪問に要する経費は認められると考える。

項目	考え方
<p>交通費等の領収書が発行されない経費について政務活動費を充てることができるか。</p> <p>また、政務活動費で日当を支払うことは可能か。宿泊費、交通費以外のその他旅行雑費について政務活動費を充てることができるか。</p>	<p>政務活動費による交通費の支出は、政務活動が自発的活動であることから、実費弁償が原則であると考える。</p> <p>日当とは旅行中の昼食費及びこれに伴う諸経費並びに目的地内を巡回等する場合の交通費等を賄うための旅費である。</p> <p>本来、公務のための旅行に要する費用の弁償という旅費の考え方からすれば、こうした経費も実費支給とすべきであるが、個々の公務旅行により、その実費は異なり、個々の実費を確認して支給することは煩雑なので定額をもって支給することとされているものと考えられる。</p> <p>一方、政務活動は議員の自発的意思に基づき行うものであり、いわば旅行者自身が旅費の支給権者であることから、一定の基準に基づく支給を行う必要はなく現に要した費用を充当する、いわゆる実費によるのが望ましい。</p> <p>その場合、宿泊費、交通費その他雑費の額及び内容は社会通念上許容される範囲のものである必要がある。</p> <p>なお、自動車利用の場合、政務活動に使ったガソリン代を厳密に算出することは難しいこと、また目的地域内の交通費等少額の支出証明等が調整しにくい等もあり、これらを含め旅費条例による定額旅費を支給する方式を採用することにも合理的な理由があると考える。その場合には、定額部分に含まれる経費を明確にしておく必要がある。</p>

②【研修費】

項目		考え方
研修費の考え方について		
内容	主な例	
1 会派が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費 2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費	1 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等 2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等	<ul style="list-style-type: none"> ・会派が開催主体となる研修と会派が参加する研修を明確に分けた。 ・「(共同開催を含む。)」とは、会派と会派、会派と団体(企業・学校)、会派と個人などが想定される。 ・会派が開催主体となる場合の会費には共催団体等への分担金、年会費等を含む。 ・会派が開催主体となる研修に視察が含まれていないのは、基本的には調査研究費で対応することを想定したことによる。 ・団体等が開催する研修会等に会派が参加する場合には、研修に伴い実施される視察も対象となることを明確にした。 ・研修は個人としての資質向上に資するものであり、代理に馴染まないと一般的に考えられるが、職員自身の資質向上が会派の政策立案等に反映されることとなるので、会派の雇用する職員の参加を明文化した。 ・「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含むものである。
※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙1)より		
研修費で会派の雇用する職員の参加に要する経費とあるが、「会派(所属議員を含む。)」とした場合、所属議員が雇用する職員が研修等に参加するための経費も可能であるか。		会派については、所属議員を含むとしていることから、会派活動として研修会に参加するのであれば、議員の雇用する職員の参加も可能と考える。
政務活動に関連する団体への入会金及び運営費となる年会費・月会費に政務活動費を充てることができるか。		年会費・月会費に政務活動費を充てるためには、例えば、研修機関(研修費)、調査研究機関(調査研究費)、要請陳情活動を目的とした機関(要請陳情等活動費)など、当該団体の活動が政務活動に適ったものであることが必要である。
党勢拡張のための機関紙の発行、党の役員としての活動、党員の獲得・党组织の拡大を図るための活動は政務活動とはいえないとしても、党が開催する政策研究会への参加や党が作成した政策パンフレットの配布などは、それが(都道府)県政と関わりのあるものであれば政務活動に該当すると考えることができるか。		党が開催する政策研究会への参加は、純粋に研修を目的とすることについて合理的な説明が行えない限り政党活動と見做され、政務活動費を充てることは不適当である。 また、政党の政策パンフレットをそのまま配布することについても合理的な説明が行えない限り政党活動と見做され、政務活動費を充てることは不適当である。
公務と同一日に行う政務活動のための旅費等の活動経費に政務活動費を充てることができるものか。(再掲)		13 頁参照

項目	考え方
<p>交通費等の領収書が発行されない経費について政務活動費を充てることができるか。</p> <p>また、政務活動費で日当を支払うことは可能か。宿泊費、交通費以外のその他旅行雑費について政務活動費を充てることができるか。(再掲)</p>	14頁参照

③【広聴広報費】

項目	考え方				
<p>広聴広報費の考え方について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>主な例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会派が行う(都道府)県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費</td><td>広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙1)より</p>	内 容	主な例	会派が行う(都道府)県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費	広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等	<ul style="list-style-type: none"> 「広聴」は、幅広く(都道府)県民、地域住民等から意見を聴取することを想定している。 「県政に関する政策等」の「等」は、会派の政策、国政の課題などを含むものである。 広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。 会場を借りて(都道府)県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。
内 容	主な例				
会派が行う(都道府)県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費	広報紙・報告書等印刷費、委託費、文書通信費、交通費等				
地域で活動する福祉団体や環境保護団体等の活動を広報誌等で紹介した場合の経費は、「広聴広報費」となるのか。	<p>ホームページを含め広報の内容が、(都道府)県政や地域の問題など住民福祉の増進を図るという政務活動の内容に適ったものであれば充当が可能であると考える。</p> <p>なお、掲載内容に政務活動以外の活動が含まれている場合は、按分することが適当である。</p>				
「議会傍聴案内のビラ作成費」や、「傍聴者のためのバス借り上げ料」などは、政務活動と取り扱っても構わないか。	<p>傍聴案内の作成などに要する経費は、議会活動報告としての意味を有するなど政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することが可能であると考える。</p> <p>なお、バスの借り上げ料については、総務省は公職選挙法の制限に抵触するおそれがあるとしていることから、実施しないことが適当である。</p>				

④【要請陳情等活動費】

項目	考え方
要請陳情等活動費の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> 「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、(都道府)県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。 「住民相談」は、会派の構成員として住民から個別に相談を受けることを想定しており、予め日時場所等を特定して開催する「住民相談会」とは区別している。 「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。
会派が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費	※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙1)より
住民相談の内容はどのようなものでもよいのか。(就職相談等も対象となるのか。)	住民相談は政務活動の趣旨に沿った内容であることが必要であると考える。
対象経費としては、要請陳情活動のために要する自身の交通費等が想定されるが、地域関係者等を伴って当該活動を行う場合には、自身以外に係る経費(例えば陳情に必要な参考人等(大学教授等の有識者)の同行旅費)を充当することは適当か。	政務活動費は、原則として行為主体である会派や議員の活動(補助者を含む)に対して充てるものであると考える。

⑤【会議費】

項目	考え方
会議費の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・会派が開催主体となる会議と会派が参加する会議を明確に分けた。 ・会派が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、会派としての庶務的事項を協議決定するための会議も含まれる。 ・「住民相談会」は会議として開かれるものであり、個別の住民との住民相談とは区別される。 ・「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨である。 ・「団体等」の「等」は、企業、学校、個人などを含むものである。
内 容	主な例
<p>1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費</p> <p>2 団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費</p>	<p>1 会場費・機材借上費、講師謝金、資料印刷費、文書通信費、交通費等</p> <p>2 会議参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等</p>
※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙1)より	
会派の組織維持のための会議(例えば、会派役員選考会)は、「会派が行う各種会議」にあたるか。	会派活動の前提となる諸会議も政務活動費の対象となると考える。なお、会議の目的や内容により政党活動と区別することが適当である。
会派役員選考会は、条例(例)第2条第1項の「その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動」に含まれるとの解釈でよいか。	
国会答弁で、「会派単位の会議」が対象経費として想定されていたが、会派で行う役員会等研究以外の会議に係る経費を充当することは適当か。	飲酒を伴う会合への参加に要する経費については、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念上妥当なものであると認められること、を前提とした上で、政務活動としての会議との一体性・関連性が必要であると考える。
飲酒を伴う会合(会合の目的自体は政務活動費の目的にかなうもの)に参加した際の交通費(特にタクシー代、代行代)は支出できるか。	交通費は実費であることが原則であるが、特にタクシー等の場合は、他の交通手段がないなど社会通念上妥当であるかにより判断すべきと考える。
政党の国政報告会への参加費は認められるか。	政党本来の活動にともなう国政報告会への参加は、会費として支出するのに適しない例と考える。
会派役員が、(会派役員として)テープカットやあいさつだけの会合に出席した場合、それに要した経費(会費、交通費等)は認められるか。	(都道府)県政に関する各種会合、式典(学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等)への議会を代表しての参加が公務災害でいう公務として認められることとの均衡上、公務として認められているものと同内容の各種会合、式典への出席に要した経費は認められると考える。

項目	考え方
親睦行事等と併せて実施された視察、交流会等の経費は認められるか。 著名人等の「顕彰会」に係る会費・参加経費は認められるか。	内容・目的が政務活動費の趣旨に適っていれば、按分も含めて充当は可能と考える。
公費による議員派遣でなく、議員又は会派による友好訪問を目的とした海外旅費についても認められるか。(再掲)	13頁参照

⑥【資料作成費】

項目	考え方				
資料作成費の考え方について <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>主な例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費</td> <td>印刷・製本代、委託費、原稿料等</td> </tr> </tbody> </table> ※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙1)より	内 容	主な例	会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費	印刷・製本代、委託費、原稿料等	<ul style="list-style-type: none"> 資料作成を外部に委託することも対象となる。 資料は基本的には上記の調査研究活動等以外で必要な資料(事務的打合せのための資料等)が対象となる。
内 容	主な例				
会派が行う活動に必要な資料を作成するために要する経費	印刷・製本代、委託費、原稿料等				

⑦【資料購入費】

項目	考え方				
資料購入費の考え方について <table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>主な例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費</td> <td>書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等</td> </tr> </tbody> </table> ※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙1)より	内 容	主な例	会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等	<ul style="list-style-type: none"> 「図書、資料等」の「等」は、電子書籍や新聞の電子版など電子データも含む趣旨である。 「購入、利用等」の「等」は、会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費(年会費・月会費等)などを含む趣旨である。
内 容	主な例				
会派が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等				
所属議員又は会派職員へ無償で貸し出すための語学等習得用教材の購入費や、所属議員又は会派職員が受講する語学等習得に係る通信教育費についても、政務活動費の対象とすることができますか。	政務活動との関連性及び有用性から判断すべきと考える。				

⑧【事務費】

項目	考え方				
事務費の考え方について <table border="1" data-bbox="262 348 786 505"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>主な例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会派が行う活動に 係る事務の遂行に 要する経費</td><td>事務用品・備品・消 耗品購入費、備品維 持費、文書通信費等</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 議会運営等問題協議会の検討結果報 告(別紙1)より</p>	内 容	主な例	会派が行う活動に 係る事務の遂行に 要する経費	事務用品・備品・消 耗品購入費、備品維 持費、文書通信費等	<p>・政務活動に資する事務の遂行が対象とな る。</p>
内 容	主な例				
会派が行う活動に 係る事務の遂行に 要する経費	事務用品・備品・消 耗品購入費、備品維 持費、文書通信費等				
<p>消耗品購入費が加わったが、どの範囲まで 充当できるか。(例:来客用の茶等) 備品維持費として想定されるものは何か。 パソコンやデジタルカメラなどの電気製 品の購入は認められるか。</p> <p>これまで、名刺や会派幹事団の挨拶状等の 印刷代については、政務調査に必ずしも必要 でないものとして対象外としてきたが、議 員・会派活動として不可欠なものであると考 えられることから、政務活動費の対象として 取り扱うことは可能か。</p>	<p>本会としてまとめた「政務調査費の事務所 費、事務費及び人件費の考え方について」(平 成20年7月23日)において、備品の取扱い については、次のように考え方を示している が、両論併記となっている(政務調査費は政 務活動費と言い換えていた)。この考え方は 政務活動費においても変わらないと考える。</p> <p>「備品の購入は、政務活動に対する有用性 が高く、一般的に直接必要であると認められ るものに限定すべきであるという意見であ った。</p> <p>また、議員交付の場合、高額備品の購入は、 資産形成に該当する恐れがあることから、そ の価格は、政務活動に要する備品という視点 から社会通念に基づいて判断されるべきもの と考えられるという意見もあった。</p> <p>なお、充當に当っては、議員の残任期、耐 用年数等を勘案し、適切な按分比率による計 算が望ましいという意見もあった。」</p> <p>備品、消耗品等については、政務活動との 関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活 動費を充當することが可能である。ただし、 政務活動以外の活動のためにも使用する場 合は、按分することが適當であると考える。</p> <p>備品維持費は、コピー等の維持修繕費など を想定しているが、政務活動以外の活動との 按分も考えられる。</p>				

項目	考え方
自家用車のリース料は認められるか。	<p>本会としてまとめた「政務調査費の事務所費、事務費及び人件費の考え方について」(平成20年7月23日)において、自家用車のリースについては、次のように考え方を示しているが、統一的見解ではなく、両論併記となっている(政務調査費は政務活動費と言い換えている)。この考え方は政務活動費においても変わらないと考える。</p> <p>「次のような点に留意した上で、認められるとする意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約終了後に自動車所有権を取得しないことが必要である。 ・自動車リース料も使用実態に応じて按分し、按分比率の上限や限度額などの基準を設定することが適当である。 <p>一方、次のような理由から、自動車リースは好ましくないとする意見もあった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車リースは、契約終了後、残価を支払うこと等により自動車所有権を取得することが可能であることから、購入と同等との考え方があり、県民から資産形成という誤解を招く恐れがある。 ・自動車リースで契約終了後に自動車所有権を取得しないとしても、リース車を自家用車として取り扱う場合、一般的に専らプライベートや通勤等に使用すると解釈されるため、県民の誤解を招く恐れがある。」

⑨【人件費】

項目	考え方
人件費の考え方について	・政務活動に資するための人件費である。
内 容	主な例
会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等
※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙1)より	
会派の会計担当者を雇用する人件費は、その他の活動として認められるか。	議員の政務活動を補佐しているという位置付けであれば可能と考える。
人件費の計上に際して、給与の口座振込が一般化している現状を踏まえ、領収書の添付に代えて支給明細のみの添付で計上を認められるべきと考えるがどうか。	政務活動費の交付に関する条例(例)第10条第4項では、「(各議会の定めるところにより)政務活動費の支出に係る領収書その他の支出の事実を証する書類又はその写しを併せて提出しなければならない。」としており、領収書以外の書類の提出を認めている。
1日限りの短期的なアルバイト雇用についても契約書または雇用通知書等の作成は必要か。	雇用に際しては、原則として、勤務実態があることが必要であり、雇用契約書を作成するなど、客観的に給与の支払いが証明できる書類等がそろっていることが望ましい。

(3) 別表第2 議員に交付する政務活動に要する経費

①【調査研究費】

項目	考え方
調査研究費の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> 「地方行財政等」の「等」には国政に関する事項なども含むものである。 「調査研究(視察を含む。)」とし、調査研究のための視察も含むことを明確にした。 調査委託には、外部の研究機関等に対する委託と会派に対する委託が含まれる。 文書通信費には、調査研究のためのファックス、電子メール等紙媒体以外の通信も含む(他の経費についても同じ)。 議員の雇用する職員は、議員の補助者として経費の対象に含まれる(他の経費についても同じ)。
※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙2)より	議連も含め会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであるかがまず基準になると考える。 また、経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体(例えばロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等)の会費については適当ではないと考える。 会費についての考え方については、36頁「会費として支出するのに適しない例」を参照されたい。
議員が受講する大学の授業料を政務調査費から支出することについては、東京高裁平成18年11月8日／平成18年(行コ)第211号で判決が出ているが、このような議員としての資質向上・自己研鑽に関する経費について、充当が可能か。	東京高裁判決は、大学への入学・通学について、授業の目的や内容が議員の調査研究活動の基盤の充実を図るという政務調査費の制度趣旨に合致するものであれば、調査研究活動に必要な経費に該当するとしているが、政務活動費についても同様と考える。
公務と同一日に行う政務活動費のための旅費等の活動経費に政務活動費を充てることができるとができるか。(再掲)	13頁参照
公費による議員派遣でなく、議員又は会派による友好訪問を目的とした海外旅費についても認められるか。(再掲)	13頁参照
交通費等の領収書が発行されない経費について政務活動費を充てることができるか。 また、政務活動費で日当を支払うことは可能か。宿泊費、交通費以外のその他旅行雑費について政務活動費を充てることができるとか。(再掲)	14頁参照
政務活動に関連する団体への入会金及び運営費となる年会費・月会費に政務活動費を充てることができるとか。(再掲)	15頁参照

②【研修費】

項目	考え方						
研修費の考え方について							
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>主な例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費</td><td>1 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等</td></tr> <tr> <td>2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費</td><td>2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等</td></tr> </tbody> </table>	内 容	主な例	1 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費	1 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等	2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費	2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等	<ul style="list-style-type: none"> 議員が開催主体となる研修と議員が参加する研修を明確に分けた。 「(共同開催を含む。)」とは、議員と会派、議員と団体(企業・学校)、議員と個人などが想定される。 議員が開催主体となる場合の会費には共催団体等への分担金、年会費等を含む。 議員が開催主体となる研修に視察が含まれていないのは、基本的には調査研究費で対応することを想定したことによる。 団体等が開催する研修会等に議員が参加する場合には、研修に伴い実施される視察も対象となることを明確にした。 研修は個人としての資質向上に資するものであり、代理に馴染まないと一般的に考えられるが、職員自身の資質向上が議員の政策立案等に反映されることとなるので、議員の雇用する職員の参加を明文化した。 「研修会、講演会等」の「等」には、シンポジウム、セミナー、講座などを含むものである。
内 容	主な例						
1 議員が行う研修会、講演会等の実施(共同開催を含む。)に要する経費	1 会場費・機材借上費、講師謝金、会費、文書通信費、交通費、宿泊費等						
2 団体等が開催する研修会(視察を含む。)、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費	2 研修参加費、文書通信費、交通費、宿泊費等						
※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙2)より							
例えば、領土問題、拉致問題、国際問題、慰安婦問題、原発、他県の特殊案件等、議員の知識、見識を広めるための研修や勉強会、視察であり、実態を伴っていれば認められると考えて良いか。	政務活動費の交付に関する条例(例)の別表における調査研究費の内容として、「(都道府)県政、地方行財政等に関する調査」としており、国政に関する事項等も対象とすることを前提としている。						
公務と同一日に行う政務活動のための旅費等の活動経費に政務活動費を充てることができるか。(再掲)	13 頁参照						
交通費等の領収書が発行されない経費について政務活動費を充てることができるか。 また、政務活動費で日当を支払うことは可能か。宿泊費、交通費以外のその他旅行雑費について政務活動費を充てができるか。(再掲)	14 頁参照						

③【広聴広報費】

項目	考え方
広聴広報費の考え方について	<p>・「広聴」は、幅広く(都道府)県民、地域住民等から意見を聴取することを想定している。</p> <p>・「県政に関する政策等」の「等」は、議員の政策・理念、国政の課題などを含むものである。</p> <p>・広報紙やホームページ等の作成を外部委託することも対象となる。</p> <p>・会場を借りて(都道府)県政報告会や広聴を行う場合の会場費や機材借上費も対象となる。</p>
※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙2)より	
議員が行う政務活動の広報を行う広報紙において、議員自身を紹介する記事(プロフィール等)や地域イベントへの参加報告等を一部に掲載することも、政務活動の広報紙として社会通念上許される程度であれば、政務活動費の対象として取り扱うことは可能か。	ホームページを含め広報の内容が、(都道府)県政や地域の問題など住民福祉の増進を図るという政務活動の内容に適ったものであれば充当が可能であると考える。また効果的な広報を行うためには、情報発信者の紹介(プロフィール)なども必要であると考える。 なお、掲載内容に政務活動以外の活動が含まれている場合は、按分することが適当であると考える。
意見募集を伴わない議員の主張、略歴、写真を議員個人のビラ等へ掲載することや議員個人のホームページの作成・運営に要する経費は対象となるか。	報告内容等が政務活動の趣旨に適ったものであることが求められると考える。
特定の議員の政治的勢力を擁護し、票集めのための活動は後援会活動として政務活動とはいえないとしても、後援会員に対する報告活動や相談活動などは、それが(都道府)県政と関わりのあるものであれば政務活動に該当すると考えることができるか。	
「議会傍聴案内のビラ作成費」や、「傍聴者のためのバス借り上げ料」などは、政務活動と取り扱っても構わないか。(再掲)	16頁参照

④【要請陳情等活動費】

項目	考え方				
<p>要請陳情等活動費の考え方について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">内 容</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">主な例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費</td><td style="padding: 2px;">資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙2)より</p>	内 容	主な例	議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等	<ul style="list-style-type: none"> ・「要請陳情活動」は、地域のための予算獲得や、(都道府)県政の課題解決のための中央省庁、国会議員等に対する要請陳情活動などが想定される。 ・「住民相談」は、住民から個別に相談を受けることを想定しており、会議として開催する住民相談会とは区別している。 ・「要請陳情活動、住民相談等」の「等」は、要請陳情活動の前提となる住民との意見交換など住民の意思を把握する活動を広く含むものである。
内 容	主な例				
議員が行う要請陳情活動、住民相談等の活動に要する経費	資料印刷費、文書通信費、交通費、宿泊費等				
<p>対象経費としては、要請陳情活動のために要する自身の交通費等が想定されるが、地域関係者等を伴って当該活動を行う場合には、自身以外に係る経費(例えば陳情に必要な参考人等(大学教授等の有識者)の同行旅費)を充当することは適当か。(再掲)</p>	17頁参照				

⑤【会議費】

項目	考え方
会議費の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・議員が開催主体となる会議と議員が参加する会議を明確に分けた。 ・議員が行う「各種会議」には、勉強会、政策立案のための会議の他、各種打合せのための会議も含まれる。 ・「住民相談会」は会議として開かれるものであり、個別の住民との住民相談とは区別される。 ・「各種会議、住民相談会等」及び「意見交換会等」の「等」は、各種会合、式典などを含む趣旨である。 ・「団体等」の「等」は、企業、学校、個人などを含むものである。
※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙2)より	
議員として案内があった場合における、テープカットや挨拶のみの式典などについて、充当できるのは都道府県の行事だけでなく、国・市町村、公的団体、公共性のある内容の式典等と考えているがどうか。 あるいは、議員として案内があればすべてよいのか。	(都道府)県政に関する各種会合、式典(学校の竣工式、道路の開通式、入学式、表彰式、各種の発会式等)への議会を代表しての参加が公務災害でいう公務として認められこととの均衡上、公務として認められるものと同内容の各種会合、式典への出席は認められると考える。
調査研究活動と関連しない団体への会費・参加費は認められるか。 議員の立場に由来する祝電は認められるか。	
議員の代理として事務所職員が会合等に出席した場合も、政務活動費の対象として取り扱うことは可能か。	政務活動を補助する職員の活動も含まれるものとしている。
議員のみの交付としているケースにおいて、会派が招集する会議に出席を要する経費は充当できるか。	会派が招集する会議も会議であるので対象になると考えるが、応招旅費等の費用弁償との重複がないよう配慮が必要である。
知事の県政報告会会費は認められるか。	知事の県政報告会の目的・内容が政務活動費の趣旨に適ったものであることが求められる。
公費による議員派遣でなく、議員又は会派による友好訪問を目的とした海外旅費についても認められるか。(再掲)	13頁参照
飲酒を伴う会合(会合の目的自体は政務活動費の目的にかなうもの)に参加した際の交通費(特にタクシー代、代行代)は支出できるか。(再掲)	18頁参照
政党の国政報告会への参加費は認められるか。(再掲)	18頁参照

項目	考え方
親睦行事等と併せて実施された視察、交流会等の経費は認められるか。	19頁参照
著名人等の「顕彰会」に係る会費・参加経費は認められるか。(再掲)	

⑥【資料作成費】

項目	考え方				
資料作成費の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・資料作成を外部に委託することも対象となる。 ・資料は基本的には上記の調査研究活動等以外で必要な資料(事務的打合せのための資料等)が対象となる。 				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>主な例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員が行う活動に必要な資料を作成するためには要する経費</td> <td>印刷・製本代、委託費、原稿料等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙2)より</p>	内 容	主な例	議員が行う活動に必要な資料を作成するためには要する経費	印刷・製本代、委託費、原稿料等	
内 容	主な例				
議員が行う活動に必要な資料を作成するためには要する経費	印刷・製本代、委託費、原稿料等				
議員あてに届いた年賀状に答礼として、手書きで年賀葉書に県政報告を記載し、発送している場合、これに要する購入代金は、政務活動費を充てることが可能か。	政務活動との関連性及び有用性から判断することが必要であると考えるが、公職選挙法の挨拶状の禁止に抵触しないよう配慮することが必要である。				

⑦【資料購入費】

項目	考え方				
資料購入費の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・「図書、資料等」の「等」は、電子書籍や新聞の電子版など電子データも含む趣旨である。 ・「購入、利用等」の「等」は、会員制のオンラインサービスから情報提供を受ける場合の会費(年会費・月会費等)などを含む趣旨である。 				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th> <th>主な例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費</td> <td>書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙2)より</p>	内 容	主な例	議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等	
内 容	主な例				
議員が行う活動のために必要な図書、資料等の購入、利用等に要する経費	書籍購入代、新聞雑誌購読料、有料データベース利用料等				
議員本人が使用する又は雇用する職員へ無償で貸し出すための語学等習得用教材の購入費や、通信教育費についても、政務活動費の対象とすることができるか。	政務活動との関連性及び有用性から判断すべきと考える。				
都道府県政のみならず、国政や世界情勢に関する書籍等の購入費についても、政務活動費の対象とすることができるか。	政務活動費の交付に関する条例(例)の別表における調査研究費の内容として、「(都道府)県政、地方行政財政等に関する調査」としており、国政に関する事項等も対象とすることを前提としている。				

⑧【事務所費】

項目	考え方				
<p>事務所費の考え方について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">内 容</th><th style="text-align: center; padding: 2px;">主な例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費</td><td style="padding: 2px;">事務所の賃借料、管理運営費等</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙2)より</p>	内 容	主な例	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所の賃借料、管理運営費等	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動に資する事務所の設置及び管理が対象となる。
内 容	主な例				
議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費	事務所の賃借料、管理運営費等				
<p>親族所有物件、また議員自身が代表を務める法人が所有する物件に対する事務所費の支出に関する考え方を示してほしい。</p>	<p>親族所有物件、また議員自身が代表を務める法人が所有する物件に対する事務所費の支出については、慎重に対応することが望ましい。</p> <p>【参考】</p> <p>本会としてまとめた「政務調査費の事務所費、事務費及び人件費の考え方について」(平成20年7月23日)において、賃借先の要件については、次のように考え方を示している。</p> <p>「議員本人及び生計を一にする親族等からの賃借は認められない。</p> <p>また、議員の関連会社等、政治団体(後援会)の所有又は賃借する建物の一部を賃借する場合は、①原則として議員個人が契約主体となること、②賃貸借契約書が作成されており、銀行振り込みや領収書等の証拠書類が発行されるなど適切な処理がなされていること、③関連会社等、政治団体(後援会)の会計処理上、収入として計上され適切な処理が行われていることが必要であるという意見もあった。」</p>				
<p>事務所借上げに係る経費として、賃借料の他に敷金、礼金、仲介手数料なども対象にすべきと考えるがどうか。</p>	<p>事務所借上げに付随する経費については、政務活動との関連性及び有用性の観点から、それぞれの経費の性質を考慮し判断することが適当である。</p> <p>なお、充当することが可能な事務所借上げに付随する経費については、それ以外の活動と按分することは可能であると考える。</p>				

項目	考え方
<p>後援会名義で借りている事務所の賃料・光熱費(按分)の考え方を示してほしい。</p> <p>賃借料や光熱水費等の事務所経費について、従来は、調査研究活動と他の議員活動や私的活動等のその他の活動との使途について明確に区分できない場合、上限を2分の1として按分して所要の経費に政務調査費を充当してきた。</p> <p>政務活動費として調査研究以外の議員活動についても経費を充当できる範囲として取り扱う場合、従来の2分の1を超える合理的な按分割合は設定可能か。</p>	<p>本会としてまとめた「政務調査費の事務所費、事務費及び人件費の考え方について」(平成20年7月23日)において、賃借料、光熱費の按分については、次のように考え方を示しており、政務活動費においても考え方は変わらないと考えている(政務調査費は政務活動費と言い換えている)。</p> <p>按分の考え方については、37頁「人件費・事務所費等の按分の考え方」を参照されたい。</p> <p>「(1) 事務所賃借料・維持管理費 議員の関連会社等、政治団体(後援会)の所有又は賃借する事務所等と共に場合は、使用領域(面積)並びに政務活動、政治団体活動及びその他活動の全時間に占める政務活動の割合を総合的に勘案し、按分することが考えられる。 (2) 光熱水費 メーターを分離することが望ましいが、分離されていない場合は、政務活動、政治団体活動及びその他活動の全時間に占める政務活動の割合並びにこれら活動に従事する総人数に占める政務活動に従事する人数の割合を総合的に勘案し、按分することが考えられる。 なお、(1)、(2)とも現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合の上限(例えば2分の1以内とする)を定めておくことも考えられる。」</p>

⑨【事務費】

項目	考え方				
事務費の考え方について	<ul style="list-style-type: none"> ・政務活動に資する事務の遂行が対象となる。 				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>主な例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費</td><td>事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙2)より</p>	内 容	主な例	議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等	
内 容	主な例				
議員が行う活動に係る事務の遂行に要する経費	事務用品・備品・消耗品購入費、備品維持費、文書通信費等				
資産形成に係る経費は対象外とされているが、おおまかな基準はあるのか。	資産形成のおおまかな基準として、政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等で個人の資産を増加させるもの、が考えられる。なお、耐用年数もひとつの判断基準となると考える。				
エアコン、パソコン、デジタルカメラ及び携帯電話機種代金などの購入費は認められるか。	備品、消耗品等については、政務活動との関連性及び有用性を有する範囲内で、政務活動費を充当することが可能である。ただし、政務活動以外の活動のためにも使用する場合は、按分することが適当であると考える。				
住民相談を行う際に、事務所入口にその活動を周知するために掲げる看板については政務活動費を充てることが可能か。	その際、資産形成に資するがないよう留意する必要がある。				
広聴広報活動を行う際の会場入り口やステージ脇などに設置される議員名等が書かれた布製の「のぼり旗」等に政務活動費を充てることは可能か。					
これまで、名刺や会派幹事団の挨拶状等の印刷代については、政務調査に必ずしも必要でないものとして対象外してきたが、議員・会派活動として不可欠なものであると考えられることから、政務活動費の対象として取り扱うことは可能か。					

項目	考え方
議員活動に供する自動車の購入費(購入費を耐用年数で割り返した額)やタイヤなどの最低限必要な物品、保険料や車検費用を対象とできるか(車両を維持するために必要な消耗品(エンジンオイル等)を含む。)。	<p>平成13年に政務調査費の交付に関する条例(例)を作成した際、次のとおり自動車の購入は適当ではないとの考え方を示したところであり、この考え方は政務活動費においても変わらないと考える(政務調査費を政務活動費と言い換えている)。</p> <p>備品、消耗品については、政務活動との関連性及び有用性から判断することが必要であると考えるが、自動車が政務活動に使われるという前提で、諸経費について、それ以外の活動と按分することは可能である。</p> <p>「自動車の購入については事務所の購入と同じ考え方であり、政務活動費は原則的には政務調査活動の対価を支払うものであり、政務活動を行うための環境整備にまで使うことは適当ではないと考える。</p> <p>なお、自動車については、自動車利用の必要性が高いと認められる場合に限って、購入額を耐用年数で割り返した額を限度に1年毎に充当していくことは認められるのではないか、という考え方もあった。</p> <p>その他の備品・消耗品については、政務活動に対する有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものに限定すべきであろう。個人用のものは対象外である。</p> <p>また、その価格についても、政務活動に要する備品という視点から常識的に判断されるべきものと考えられる。」</p>
消耗品購入費が加わったが、どの範囲まで充当できるか。(例:来客用の茶等) 備品維持費として想定されるものは何か。 (再掲)	20頁参照
自家用車のリース料は認められるか。(再掲)	21頁参照

⑩【人件費】

項目	考え方				
人件費の考え方について	・政務活動に資するための人件費である。				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>内 容</th><th>主な例</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費</td><td>給料、手当、社会保険料、賃金等</td></tr> </tbody> </table> <p>※ 議会運営等問題協議会の検討結果報告(別紙2)より</p>	内 容	主な例	議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等	
内 容	主な例				
議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等				
<p>政務活動費として、経費を充当できる範囲を広げる場合、雇用契約等により対象の業務や条件を明確にして雇用する親族に対して人件費の支出は認められるか。</p> <p>人件費の計上に関して、(家計を一にする)家族の雇用はこれまで通訳等専門的技術の補佐、身体介護的補佐など限定的条件のもとで認めてきたが、今後、政務活動の補助業務一般についても認められるべきと考えるがどうか。</p>	<p>本会としてまとめた「政務調査費の事務所費、事務費及び人件費の考え方について」(平成20年7月23日)において、親族の雇用については、次のように考え方を示しているが、両論併記となっている(政務調査費は政務活動費と言い換えている)。この考え方は政務活動費においても変わらないと考える。</p> <p>「親族を雇用するのは、県民の誤解を招く恐れがあるので適当でないという意見もあるが、一般的に政務活動の補助職員として親族を雇用する実態があることを説明できるのであれば、実績に応じて雇用経費に政務活動費を充当できるという意見もあった。</p> <p>その場合には、雇用契約書を作成し、勤務実態があり、客観的に給与の支払いが証明できる書類等が必要である。</p> <p>また、雇用保険、労災、その他の雇用主の義務が発生する雇用内容であれば所要の手続きが必要であるが、一般の秘書その他の事務員として親族を雇用している場合に準ずるものである。」</p>				
人件費の計上に際して、給与の口座振込が一般化している現状を踏まえ、領収書の添付に代えて支給明細のみの添付で計上を認められるべきと考えるがどうか。(再掲)	22頁参照				
1日限りの短期的なアルバイト雇用についても契約書または雇用通知書等の作成は必要か。(再掲)	22頁参照				

政務活動費を充当するのに適しない例

◇ 政党活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 党大会への出席
- ・ 県連(政党等)活動
- ・ 政党構成員として招待された式典、会合への出席
- ・ 政党的広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 政党组织の事務所の設置維持経費(人件費を含む)
- ・ 党大会賛助金、党大会参加費、党大会参加旅費等
- ・ 政党的役員経費(専従役員に対する給与、各種手当等)等政党の経費

◇ 選挙活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 衆・参議院選挙や首長・地方議員選挙等に当たっての各種団体への支援依頼活動、選挙ビラ作成
- ・ 上記以外の選挙関係に係る経費、選挙活動費(公認推薦料、陣中見舞い等)

◇ 後援会活動への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷、発送等の経費
- ・ 後援会活動としての報告会等の開催経費

◇ 私的経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

例)

- ・ 団体役員や経営者としての資格など個人としての社会的地位により招待された式典、会合への出席
- ・ 慶弔餞別費等(病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元、歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状等時候の挨拶状の購入または印刷等の経費)
- ・ 冠婚葬祭などの出席(葬儀、結婚式、祭祀・祭礼等)
- ・ 宗教活動(檀家総代会、報恩講、宮参り等)
- ・ 私的用務による観光、レクリエーション、旅行
- ・ 親睦会、レクリエーション等への参加のための経費

« 科 目 別 »

<会議費>

次の経費への支出は政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合
 - ・ バー、クラブなど会合を行うのに適切な場所とは言えない場所での飲食費
 - ・ 議員が他の団体(農協、ライオンズクラブ、PTA、趣味の会等)の役職を兼ねている場合、議員の資格としてではなく役職者の資格としての当該団体の理事会、役員会や総会の出席
 - ・ 公職選挙法の制限や社会通念上の妥当性を超えた飲食
- [例 「公職選挙法」(第199条の2)]
- ・ 寄附に該当する経費(お茶及びお茶うけを超える飲食の提供、講演会等の集会における食事の提供)

<事務所費>

次の経費への支出は資産形成(政務活動に対して関連性及び有用性がないもの並びに社会通念上高額なもの等)と憶測されるので政務活動費を充当するのに適しない。

- ・ 事務所購入費
- ・ 事務所に掲示する高額な絵画等の美術品・装飾品
- ・ 政務活動を行う事務所としての使用目的から判断して必要な機能を超えた備品等の設置

会費として支出するのに適しない例

次の会費は、政務活動費として支出するのは不適当と思われる。

- ・ 団体の活動が政務活動に寄与しない場合、その団体に対して収める年会費、月会費
- ・ 個人の立場で加入している団体などに対する会費等
(例)
 - 町内会費、公民館費、壮年会費、P T A会費、婦人会費、スポーツクラブ会費、商工会費、同窓会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ、ロータリークラブの会費等
- ・ 政党(県連)本来の活動にともなう党大会、党費、党大会賛助金等
- ・ 議会内の親睦団体(議員野球部、ゴルフ部等)の会費
- ・ 他の議員の後援会や政治資金パーティーなど選挙活動のための会合に出席する会費
- ・ 宗教団体の会費
- ・ 冠婚葬祭の経費(結婚式の祝儀・会費、香典、祭祀・祭礼の経費等)
- ・ 飲食・会食を主目的とする各種会合の会費

人件費・事務所費等の按分の考え方

議員の活動は政務活動以外に、議会活動、政党活動、選挙活動、後援会活動等と多彩であり、一つの活動が政務活動としての性格とそれ以外の諸活動の性格を同時に有し、渾然一体となっていることが多く、そのため特に事務所費、人件費等は、各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。

その按分比率の決め方についてであるが、政務活動は、議員個々によって異なっているため、按分比率を一律に示すことは困難である。

最終的な説明責任は議員にあるため、個々の議員の判断によらざるを得ないが、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、政務活動費への制度改革の趣旨も踏まえたうえで、個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。その際の参考として、費目毎の客観的な基準による按分方法の例を示すと以下のとおりとなる。

なお、活動実態の把握が困難な場合には、ひとつ的方法として、毎年度当初に議員と後援会等との間で政務活動と政党活動や選挙活動、後援会活動等政務活動以外の活動との割合を取り決め、覚書等の形で明記しておき、それに基づいて支出するということも考えられる。

※ 政務活動費の交付に関する条例(例)の別表1【会派に交付する政務活動に要する経費】において、「会派(所属議員を含む。)」としているのは、会派活動を主体的・積極的に行う所属議員を会派が支援する活動も会派の活動として認める趣旨である。

<事務所費(光熱水費を含む)>

○ 議員名義の単独の事務所の場合

賃借料、光熱水費等は政務活動従事時間数(概数)により按分する。

なお、他に後援会事務所があることなどにより、事務所に政務活動専従職員を配置し、政務活動専用に使用している事務所であれば全額充当できることも可能であるとする考え方もあるが、慎重な取り扱いが必要と思われる。

○ 他(後援会等)の事務所と兼ねている場合

他(後援会等)の事務所と兼ねている場合は、まず当該事務所が議員の事務所として使用されているという実態が必要である。賃借料については、議員事務所と判断できれば、契約名義にとらわれず、使用領域(面積按分)・使用内容により支出可能である。光熱水費は、基本料金を含め使用頻度で按分する。なお、使用領域(面積)で按分することもできる。

なお、政務活動とそれ以外の活動で使用されている事務所の経費を実績で按分すべきと考えるが、現実に実績の把握が困難と思われる所以、政務活動費で

の負担割合を2分の1以内とする考え方もある。

<事務費(通信費)>

政務活動に係る通話時間(概数)、使用頻度で按分する。

FAXの使用状況のように、一般電話、携帯電話の利用明細を発行してもらい(要申込み、料金月額100円程度)、相手先番号により振り分け、比率を出す方法もある。

通信費を含めその他の事務費についても、現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考え方もある。

<人件費>

○ 事務所職員を政務活動に従事させている場合

事務所職員を政務活動に従事させている場合、政務活動に従事する平均時間、日数等で按分する。

なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務活動に従事する内容によってバラツキがあるので、負担割合を2分の1以内とする考え方もある。

○ 政務活動専従職員

議員個人が政務活動のために雇用した職員は全額充当できるが、勤務実態の把握など慎重な取り扱いが必要と思われる。

<広報紙印刷費>

同じ広報紙に(都道府)県政報告など政務活動の内容としての広報と後援会活動や政党活動など政務活動以外の活動が掲載されている場合は、紙面の割合により按分することも考えられるが、現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考え方もある。

ホームページの作成・運営費についても同様に考えることができる。

<交通費> (自動車使用の場合)

使用キロ数(記録をとっておくことが必要)及び主な用務で区分する。

なお、現実に実績の把握が困難な場合は、政務活動費での負担割合を2分の1以内とする考え方もある。